

竜王町空家等管理活用支援法人の指定に係る審査要項

第1 趣旨

本要項は、「竜王町空家等管理活用支援法人の指定等に関する要項」（以下「指定要項」という。）に定める事項のうち、空家等管理活用支援法人を指定するための審査方法について、評価項目等の必要となる事項を定めるものとする。

第2 審査委員会

「竜王町空家等管理活用支援法人の指定に係る審査委員会設置要項」に定める委員会により審査する。

第3 書類審査

審査項目

- 1 支援法人の要件を満たしているか。
- 2 申請書類に不備等がないか。

第4 ヒアリング審査

1 採点

- (1) 申請書類に基づきヒアリング審査により評価および採点を行う。
- (2) 審査委員は、別紙「竜王町空家等管理活用支援法人の指定に係るヒアリング採点表」（以下「採点表」という。）の各項目に基づき評価および採点を行うものとし、各申請者の申請書類の内容および自由提案の内容を比較し、採点項目ごとに優劣をつけることとする。なお、採点項目にて申請者から提案のない項目については0点とする。（最高100点）

2 支援法人の選定

- (1) 「採点表」による評価点と価格点の合計が高い参加者から順に順位を決定し、第1位の申請者を支援法人として決定する。なお、参加者が1者の場合は、評価点が6割以上であれば、支援法人とみなす。
- (2) 参考見積書の金額が「指定要項」に定める業務に係る費用上限額を超える場合は、選定の対象としない。

第5 審査結果の通知

町長は、審査結果の報告を受け採否の判断を行い、その結果を申請者に通知する。